

マンガはじめて宅建
宅建業法
【法改正のお知らせ】

(3443)

平成 24 年 6 月 27 日
(株)住宅新報社 書籍編集部
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 24 年 10 月 21 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P36 1 コマ目 赤枠内 上 2 行目	その法定代理人が	その法定代理人※が ※法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。
P40 下 11 行目	→法定代理人と共同で	→法定代理人※と共同で ※法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。
P117 下 16 行目	⑦当該建物について、石綿の使用の	⑦を⑧に替えて、その上に⑦を挿入する。 ⑦当該土地・建物が津波災害警戒区域内にあるときは、その旨 また、その後も 1 つずつ番号をずらし、⑩までとする。
P138 上 10 行目	未成年者の法定代理人が	未成年者の法定代理人※が ※法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。
P187 上 8 から 9 行目	④…未成年者の法定代理人が	未成年者の法定代理人※が ※法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。